

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円	県人勧闘争スタート! 『大型ハガキ』署名に各支部・分会での要求を集約し、闘争態勢確立を
		発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内	

2016県人勧② 地公共闘交渉スタート

9.16 人事委員会 職員課長交渉実施へ 勤務意欲実感できるプラス勧告を 扶養手当改悪阻止・諸手当の自己負担解消を

岩手県地方公務員共闘会議（議長 佐藤淳一岩教組委員長）は、人事委員会勧告に向け、提出した要請書に対する人事委員会の基本姿勢を質し、要求の前進回答を引き出すべく、9月16日に職員課長交渉を行う。今年の勧告の方向性や作業状況を確認し、要求実現に向けて私たちの職場実態を突き付けていく。

主な交渉課題は次のとおり。

【交渉課題1】月例給・一時金のプラス勧告／中高年齢層職員の賃金改善

○生計費確保のためのプラス改定を

県内民間春闘の賃上げ結果は、昨年より小幅ながらもプラスとなっており、これまでの物価の状況から生計費確保のためにも、月例給・一時金のプラス改定は当然との認識で月例給・一時金の改善勧告を強く求めていく。

○高齢層をはじめ、全職員が実感できる改定を

人事院は給与制度の総合的見直しによる現給保障のため、官民較差を俸給表の引上げのみでは解消できないことから、地方にはない本府省手当に配分すると勧告した。これでは地方で賃金較差解消とならず、中央と地方の格差が広がることから、人事委員会勧告では公民較差の全てを確実に賃上げに反映させるよう求めなければならない。 特にも、度重なる賃金抑制を強いられている高齢職員の勤務意欲確保のために賃金改善が重要であり、実感できる改定勧告を求める必要がある。

【交渉課題2】配偶者の扶養手当の改悪阻止を

○配偶者を扶養する世帯は大きく減額

人事院は配偶者の扶養手当を削減し、その原資で子の扶養手当を上げることが勧告した。しかし内容は子育て支援としては不十分であり、配偶者を扶養する多くの世帯でマイナスに陥る。 加えて介護が必要な世帯でも減額となるため、実態を無視した改悪として、人事委員会に勧告しないことを求めていく。

○民間でも見直しているのは少数

民間においても、子ども手当に振り向けている企業は少数であり（9.1%）、見直す予定がない企業が大多数である（77.6%）。このことから官民比較によらず女性の活躍推進の政府要請に応じた恣意的勧告に他ならず、こういった改悪を含む一方的な勧告には断固反対し、人事委員会に国追随ではなく、県内労働者の状況をしっかり把握し、その上で勧告を行うよう求めていく必要がある。

【交渉課題3】自己負担軽減のための手当改善を

○岩手県の実態を踏まえた勧告を求める

人事委員会は昨年、通勤手当に関し「交通機関における運賃等の状況等を踏まえ、今後の改定の必要性について検討」と報告したのみで、自己負担は解消されないままとなった。新幹線や高速道路を利用せざるを得ない公所への勤務を命じながら、多額の交通費を自己負担させている現状をこれ以上放置させてはいけない。地理的事情や職員の実態を踏まえ、自己負担軽減のための改善勧告を求めていかなければならない。

【その他の課題】 子育て支援となる休暇制度の充実、不払い残業解消・労働時間短縮など

政令市 勧告始まる 9/2名古屋市・9/8福岡市 扶養手当 名古屋市は勧告？ 福岡市は見送り！

政令市での人事委員会勧告が出され始めている。扶養手当の見直しに関し、名古屋市は地域の民間動向を検証せず単に国人勧準拠を理由として勧告に踏み切った。一方、福岡市は国人勧を踏まえ検討が必要との認識を示しつつも、今年の扶養手当の見直しを見送るとし、判断が分かれている。今後の各政令市・都道府県の人事委員会の動向が注目される。

他県の動向も勧告に大きな影響を与えることから、今後の他人事委員会の勧告内容を分析し、人勧闘争の取り組みを強化していく。

怒 総務省 勧告巡り不当指導か!?

国人勧を踏まえ、総務省は8月下旬に各県人事委員会及び各県人事課に対して本年の人事委員会勧告に向けた留意事項を示している。

その概要は「指導」と言いながら、国の方針を地方に押し付ける内容となっており、給与・手当改定に関しては国にない独自制度を指摘した上で、国人勧どおりの実施を要請しているとのこと。これは各地方の事情を無視した不当な指導であり、断じて容認できるものではない。人事委員会はこうした総務省の不当な指導に追随することなく、現場で踏ん張っている職員に報いる改善勧告を行うべきである。